

## 大阪市立大学数学研究所規程

15年9月9日 理学研究科教授会承認

一部改訂 17年12月22日 理学研究科教授会承認

### (設置および目的)

第1条 大阪市立大学数学研究所（以下、研究所という）を大阪市立大学大学院理学研究科に置く。研究所は、「21世紀COEプログラム」（以下、COEという）を契機として、結び目を焦点とする広角度の数学を研究し、若手研究者を育成することを目的とする。

### (事業)

第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、おおむね次の事業および企画を行う。

- (1) 若手研究者の育成
- (2) 研究所特任教員（研究を主務とするが理学研究科の大学院教育も行う）の選考
- (3) COE教授の招聘
- (4) COE上級研究所員(6名以内)、COE専任研究所員（6名以内）、COE(兼任)研究所員（4名以内）、その他の外部資金による研究所員（若干名）の選定
- (5) 日常的な研究交流の場の提供
- (6) 各種セミナー、国際研究集会、ミニスクールの企画
- (7) 単行本シリーズ OCAMI Studies の出版
- (8) 数学に関する普及事業

### (組織)

第3条 研究所は、次に掲げる構成員（以下、所員という）をもって組織する。各所員は数理構造論と数理解析学のグループのいずれかに属する。

- (1) 所長1名
- (2) 副所長2名（数理構造論と数理解析学それぞれのグループの統括責任者）
- (3) COE事業推進担当者
- (4) 数学科教員
- (5) 前条(2)の研究所特任教員
- (6) 前条(3)のCOE教授
- (7) 前条(4)のCOE上級研究所員、COE専任研究所員、その他の外部資金による研究所員

2 所長はCOEの拠点リーダーをもってこれにあてる。

3 副所長は、所長が任命する。

(職務)

第4条 所長は、理学研究科長の命を受けて、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、研究所の数理構造論と数理解析学それぞれのグループの統括責任者として、各グループ内のプロジェクトを企画し、少なくとも年1回国際研究集会あるいはミニスクールを開催する。

3 所長は副所長2名のうち1名を予め選び、選ばれた副所長は、所長に事故があるとき又は所長が欠けたとき、所長の職務を行う。

(運営)

第5条 研究所の適切かつ円滑な運営を図るため、常任委員会、運営会議、全体会議ならびに研究推進委員会を置く。

2 常任委員会は、所長・副所長で構成し、研究所の運営に関する事項を検討し、適宜運営会議に提案する。

3 運営会議は、COE事業推進担当者である教授全員によって構成し、研究所の運営に関する事項を決定する。

4 所長、常任委員会、運営会議は、所員全員による全体会議を開催して、研究所の運営に関する意見を聴取することができる。

5 常任委員会は、外部委員を含めた研究推進委員会を構成し、研究所のプロジェクトや将来計画に関する意見を聴取する。

(ホームページ委員会)

第6条 研究所にホームページ委員会を置く。

2 ホームページ委員会は、数学科教員である所員若干名で構成し、次の業務を行う。

(1) 研究所のホームページの立ち上げと管理

(2) COE事業に関わるデータベースの構築

(3) 前項のデータベースの公開および管理

(4) その他、ホームページおよびデータベースに関すること

# 優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行なうための経費に関する申し合わせ

15年9月9日 理学研究科教授会承認

一部改訂 17年12月22日 理学研究科教授会承認

## (目的)

第1条 数学研究所に優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行なうための経費(以下経費という)の使用に関して、この申し合わせを定める。

## (応募資格)

第2条 経費支給対象者の選定(以下選定という)に応募資格のあるものは、次の各号に該当する者である。

- 1 博士の学位を取得した者又は採用時点までに博士の学位が取得見込みの者
- 2 世界的な研究拠点を形成するために必要かつ優秀な者であること
- 3 他から類似の経費の助成を受けていない者

## (選考手続)

第3条 選定に応募するものは、つぎの書類を提出しなければならない。

具体的な研究活動計画書(英文)、業績目録、履歴書

第4条 選定は、COE事業推進担当者である教授全員によって構成される数学研究所運営会議が案を作成し、学長が決定する。

第5条 選定人数は10名を越えることができない。ただし、当研究所を主たる研究拠点とする若手研究者6名以内、当研究所を主たる研究拠点としない若手研究者4名以内とする。

## (受給条件)

第6条 経費の受給者は、以下の各号を遵守しなければならない。

- 1 数学研究所の事業に必要な研究活動を行なうこと
- 2 領収書など経費の用途、金額を証明できる書類等を提出すること

第7条 経費の支給は、単年度契約とする。

ここでいう「若手研究者」とは文部科学省の用語であり、数学研究所では、当研究所を主たる研究拠点とするCOE専任研究所員、当研究所を主たる研究拠点としないCOE(兼任)研究所員と称している。

[イメージ図]

# 数学研究所

